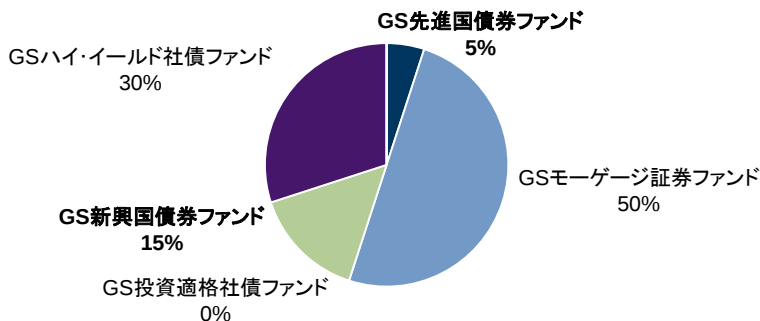


リバランス・レポート

2016年10月に資産配分を調整(リバランス)

- **ポイント**: 本ファンドでは、組入資産の平均利回り約3%の維持をめざしながら、ポートフォリオの価格変動リスクが最小となるよう、基本ポートフォリオ(=リバランス時に算出される、目標資産配分)の見直しを原則として四半期ごとに行います。
- **リバランスによる基本ポートフォリオの変化**: 前回リバランス時からの変化としては、GS先進国債券ファンドの比率が10%減った一方で、GS新興国債券ファンドの比率が10%増えており、全体として約3%の平均利回りが維持されています。

基本ポートフォリオ*の資産配分



基本ポートフォリオ*の特性

平均利回り*1 (為替ヘッジ考慮後)	3.1%
-----------------------	------

デュレーション	4.0年
---------	------

平均格付け*2	A
---------	---

*2016年9月末時点のデータに基づいて算出しています。

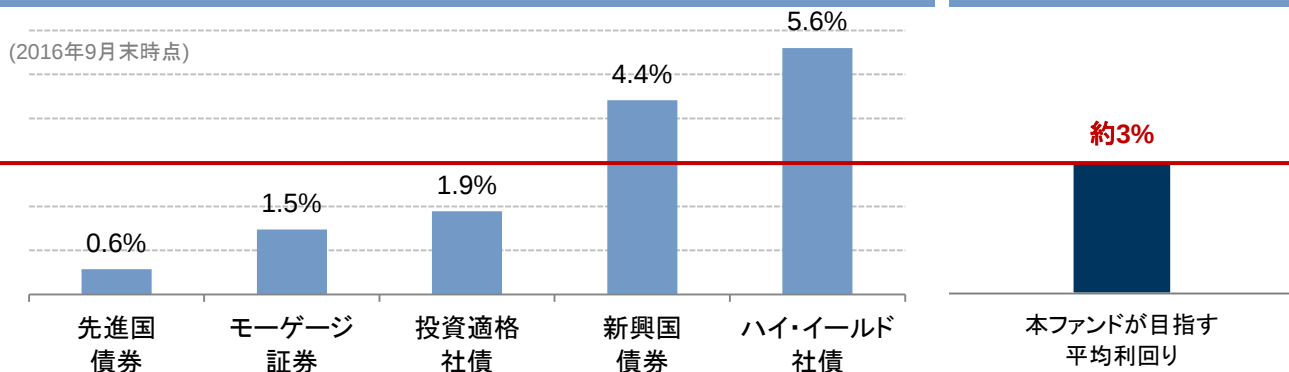
ポートフォリオの価格変動リスクが最小となるよう、資産配分を原則として四半期ごと(3月末、6月末、9月末、12月末)のデータに基づいて調整します。また、ポートフォリオの配分見直しを決定し、実際のポジション変更が完了するまでには一定の期間を要するため、完了時の平均利回りは配分見直し決定時と乖離する可能性があります。

*1 平均利回りは、各組入ファンドの為替ヘッジを考慮した利回りを配分比率で加重平均して計算しています。為替ヘッジを考慮した利回りは、保有している債券の利回りを組入比率で加重平均し、かつ為替ヘッジによる影響を考慮して計算しています。ただし、実際の為替ヘッジ・コストではなく日本と海外の短期金利差を控除して簡便的に算出しています。

*2 平均格付けとは、基準日時点で保有している債券に係る信用格付を加重平均したものです。各銘柄の信用格付けは、ムーディーズ、S&P、フィッチの3社(GS先進国債券ファンドおよびGS投資適格社債ファンドの保有銘柄は、ムーディーズ、S&Pの2社)から付与されている格付けのうち最も高い格付けを使用しています。

各債券指数の為替ヘッジを考慮した利回り*

本ファンドが目指す平均利回り



*為替ヘッジを考慮した利回りは、実際の為替ヘッジ・コストではなく日本と海外の短期金利差を控除して簡便的に算出しています。

出所: ブルームバーグ、シティグループ・インデックス、バークレイズ、JPモルガン、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

(上図: 本ファンドの投資対象ファンド) GS先進国債券ファンド: コクサイ・フィクスト・インカム・ファンド(為替ヘッジあり)、GSモーゲージ証券ファンド: ゴールドマン・サックス・US・モーゲージ・バック・セキュリティーズ・ポートフォリオ、GS投資適格社債ファンド: グローバル・コーポレート・ファンド1、GS新興国債券ファンド: ゴールドマン・サックス・エマージング・マーケット・デット・ポートフォリオ、GSハイ・イールド社債ファンド: グローバル・ハイ・イールド・ポートフォリオII

(下図: 債券指数) 先進国債券: シティ世界国債インデックス(除く日本)、モーゲージ証券: ブルームバーグ・バークレイズ米国証券化商品インデックス、投資適格社債: ブルームバーグ・バークレイズ・グローバル・アグリゲート社債インデックス、新興国債券: JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド、ハイ・イールド社債: ブルームバーグ・バークレイズ米国ハイ・イールド社債インデックス

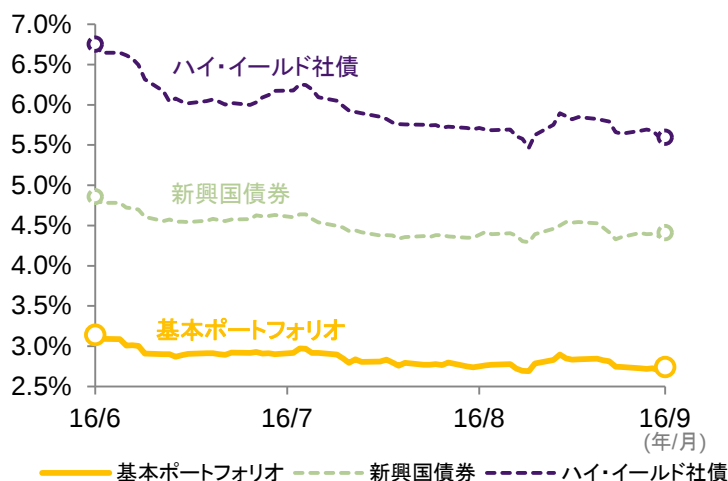
上記は経済や市場等の過去のデータであり、将来の動向を示唆あるいは保証するものではありません。ポートフォリオの内容は、市場の動向等を勘案して随時変更されます。

リバランス・レポート

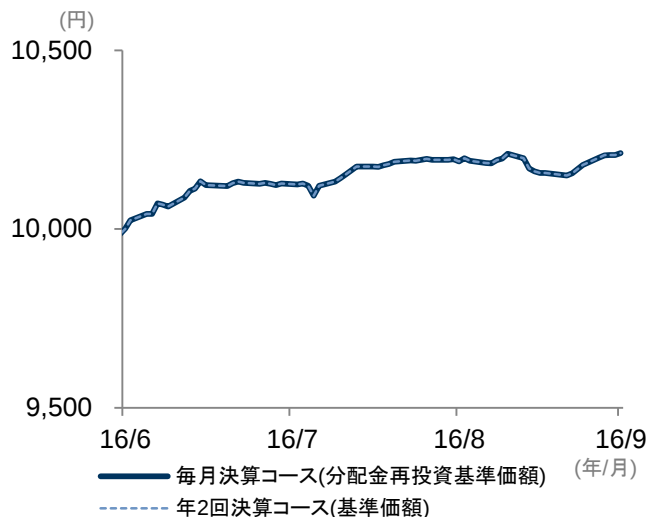
基本ポートフォリオ決定の背景

- **市場の利回りは低下**: 前回リバランス時から、各債券指数、中でもハイ・イールド社債の利回りが低下しました。
- **基本ポートフォリオの利回りも低下**: 6月末時点のデータに基づき算出した前回の基本ポートフォリオでも、ハイ・イールド社債が30%組入れられていることもあり、9月末までに利回りは低下し、3%を切る水準となりました。そのため、9月末のデータに基づきリバランスを行った結果、相対的に利回りの高いGS新興国債券ファンドの比率が増加し、相対的に利回りの低いGS先進国債券ファンドの比率が低下しました。
- **前回の見直しからファンドの基準価額は上昇**: 6月末から9月末にかけて、ハイ・イールド社債や新興国債券の利回りが低下したことから、毎月決算コース、年2回決算コース共に基準価額は上昇(利回りは低下)しました。

各債券指数の為替ヘッジを考慮した利回り*推移



基準価額の推移



(左図)出所: ブルームバーグ、パークレイズ、JPモルガン、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント 期間: 2016年6月末～2016年9月末 基本ポートフォリオ: 6月末時点のデータで算出した基本ポートフォリオ、ハイ・イールド社債: ブルームバーグ・パークレイズ米国ハイ・イールド社債インデックス、新興国債券: JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ダイバーシファイド

*為替ヘッジを考慮した利回りは、実際の為替ヘッジ・コストではなく日本と海外の短期金利差を控除して簡便的に算出しています。

(右図)出所: ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント 期間: 2016年6月末～2016年9月末

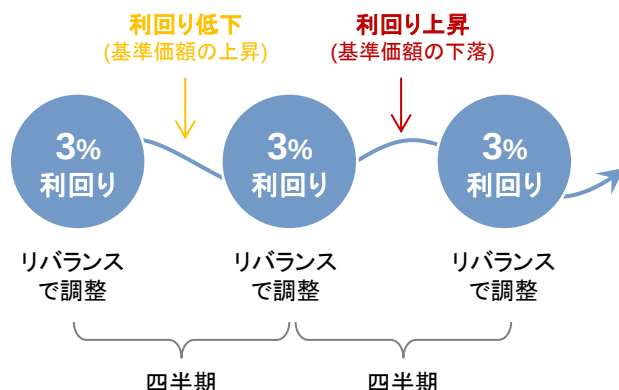
過去の運用実績は将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。過去のデータは将来の動向を示唆あるいは保証するものではありません。

〈ご参考〉資産配分の調整(リバランス)と利回りについて

- ターゲット・ボンドでは、短期的な需給による市場の動きによる影響を避けるため、原則、四半期ごとに約3%の平均利回りを目標として、資産配分の調整が行われます。
- そのため現時点で利回りが3%から乖離していても、次回リバランス時には再び3%となるように調整されます。
- 期中(リバランスとリバランスの間)に利回りが低下した場合には、基準価額の上昇要因となります。逆に、利回りが上昇した場合には、基準価額の下落要因となります。

上記は例示を目的とするものです。

利回りの推移イメージ



リバランス・レポート

※くわしくは、「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

収益分配金に関わる留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

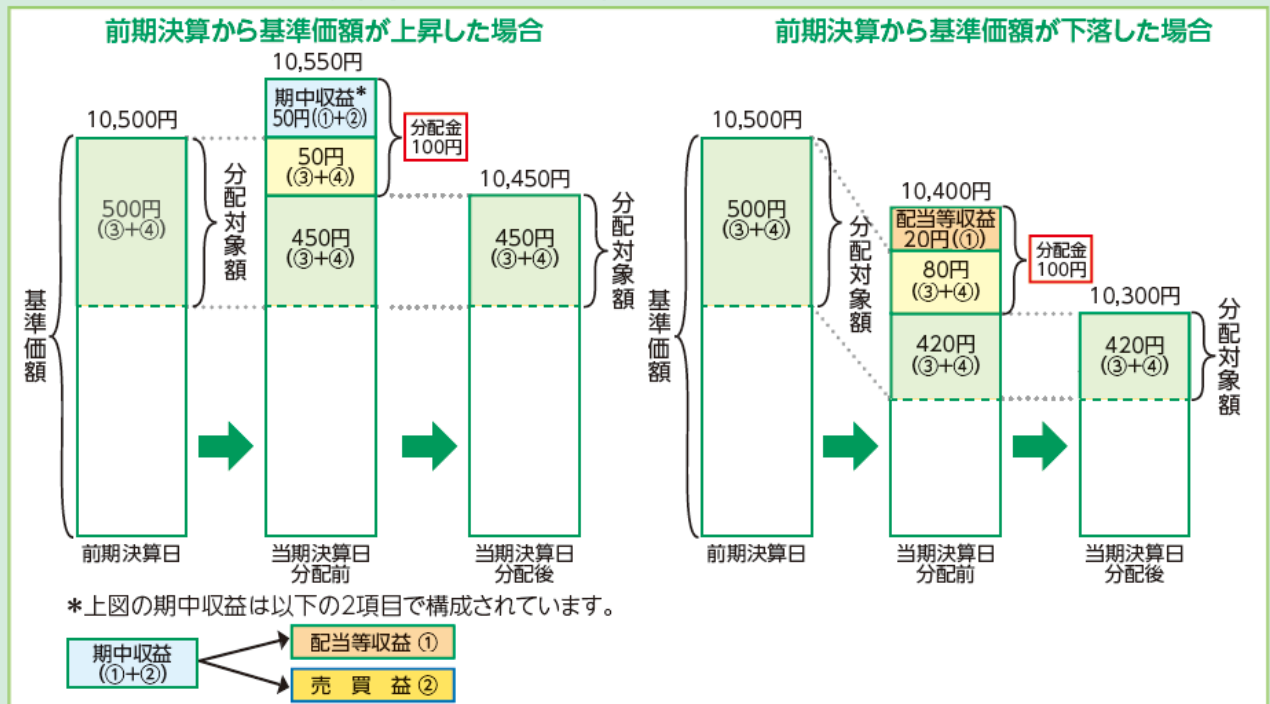
投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金(当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益)④収益調整金(信託の追加設定の際、追加設定をした価額から元本を差引いた差額分)です。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の安全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組み入れ資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご注意ください。

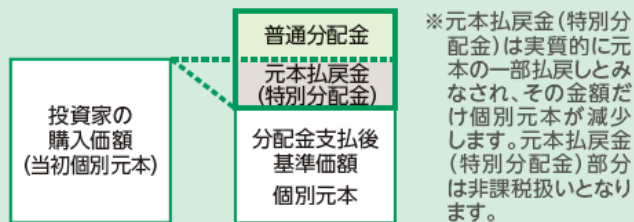
リバランス・レポート

※くわしくは、「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

収益分配金に関わる留意点(続き)

投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がり、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金(特別分配金)として非課税の扱いになります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金： 個別元本(投資家のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金： 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金(特別分配金) 分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

ファンドの特色

1. 世界のさまざまな債券を組み合わせ、ポートフォリオの組入資産の平均利回りを約3%に維持することをめざします^{*1}。
2. 平均利回りの維持をめざしながら、ポートフォリオの価格変動リスクが最小となるよう、債券の組み合わせを原則として四半期ごとに調整します^{*2}。
3. 原則として為替ヘッジを行い、為替リスクの低減を図ります^{*3}。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

本ファンドは、ポートフォリオの組入資産の平均利回りを約3%に維持することをめざすものであり、本ファンドのトータル・リターンが一定の水準となることを示唆あるいは保証するものではありません。本ファンドの基準価額の動きは、金利動向、信用状況を含む市況動向の影響を受けるため、短期的または長期的に下落する場合があります。投資元本を割り込むことがあります。また、本ファンドのトータル・リターンからは、運用管理費用(信託報酬)等の費用が控除される点にご留意ください。

*1 上記の利回り水準は本書作成時点における水準であり、将来変更される場合があります。また、将来の利回りが上記水準に維持されることを保証するものではありません。

*2 本ファンドは、ポートフォリオの組入資産の平均利回りを維持するために必要なリスク(金利リスク、信用リスク等)を取るため、市場環境によっては、相対的にリスクの高い新興国債券やハイ・イールド社債等の組入比率が高まり、基準価額の変動が大きくなる場合があります。

*3 為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。なお、本ファンドの投資対象ファンドにおいてはアクティブな通貨運用を行うため、一定の為替リスクが伴います。

リバランス・レポート

※くわしくは、「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

主な変動要因

債券への投資リスク

債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。金利の変動による債券価格の変化の度合い(リスク)は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。債券への投資に際しては、債券発行体の倒産等の理由で、利息や元本の支払いがなされない、もしくは滞ること等(これを債務不履行といいます。)の信用リスクを伴います。一般に、債券の信用リスクは、発行体の信用度が低いほど大きくなる傾向があり、債券価格が下落する要因となります。債券の格付けは、トリプルB格以上が投資適格格付け、ダブルB格以下が投機的格付けとされています。投資適格格付けと投機的格付けにおいては、債務不履行率に大きな格差が見られます。債券への投資には、期限前償還リスクが伴います。期限前償還とは予定された定期償還のみならず、元本の一部または全部が予定外の事情によって償還されることをいい、期限前償還によって見込まれた収益が得られない場合があります。

新興国債券への投資リスク

新興国市場への投資には、先進国の市場への投資と比較して、カントリー・リスクの中でも特に次のような留意点があります。すなわち、財産の収用・国有化等のリスクや社会・政治・経済の不安定要素がより大きいこと、市場規模が小さく取引高が少ないことから流動性が低く、流動性の高い場合に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があること、為替レートやその他現地通貨の交換に要するコストの変動が激しいこと、取引の決済制度上の問題、海外との資金決済上の問題等が挙げられます。その他にも、会計基準の違いから現地の企業に関する十分な情報が得られない、あるいは、一般に金融商品市場における規制がより緩やかである、といった問題もあります。

ハイ・イールド社債への投資リスク

一般に、ハイ・イールド社債は投資適格債券と比較して、債券発行体の業績や財務内容などの変化(格付けの変更や市場での評判等を含みます。)により、債券価格が大きく変動することがあります。特に信用状況が大きく悪化するような場合は、短期間で債券価格が大きく下落することがあり、本ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ハイ・イールド社債は投資適格債券と比較して、債務不履行が生じる可能性が高いと考えられます。

為替リスク

本ファンドは、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります。また、債券運用とは別に、本ファンドが実質的に組入れる投資信託証券では、収益の向上をめざし、アクティブな通貨運用を行います。したがって、為替変動リスクが伴います。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。

デリバティブに関するリスク

本ファンドが実質的に組入れるファンドでは債券関連のデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、他の運用手法に比べてより大きく価格が変動する可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等さまざまなリスクが伴います。これらの運用手法は、投資収益を上げる目的で積極的に用いますが、実際の価格変動が委託会社または投資顧問会社の見通しと異なった場合には、本ファンドが大きな損失を被るリスクを伴います。

本戦略に伴うリスク

本ファンドは、実質的に世界のさまざまな債券に投資し、ポートフォリオの組入資産の平均利回りを維持する上で価格変動リスクが最小となるようにポートフォリオを構築しますが、市場動向等によっては、相対的にリスクの高い資産への資産配分が大きくなり、基準価額の変動が大きくなることもある等、ファンド全体のリスクが高まり、投資元本を割り込むことがあります。

リバランス・レポート

※くわしくは、「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

お申込みメモ

購入単位	販売会社によって異なります。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込日から起算して6営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。
購入・換金 申込不可日	英国証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはルクセンブルク証券取引所の休業日またはロンドン、 ニューヨークもしくはルクセンブルクの銀行の休業日および12月24日（以下「ファンド休業日」といいます。）
申込締切時間	「ファンド休業日」を除く毎営業日の原則として午後3時まで
換金制限	各ファンドそれぞれについて信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円を超える大口の ご換金は制限することがあります。
購入・換金申込受付 の中止および取消	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があるときは、ご購入およ びご換金の受付を中止または既に受付けたご購入およびご換金のお申込みを取消す場合があります。
信託期間	約10年【2026年11月25日まで（設定日：2016年6月14日）】
繰上償還	各ファンドそれぞれについて受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合 があります。
決算日	毎月決算コース：毎月25日（ただし、休業日の場合は翌営業日） ※ただし、初回決算日は2016年9月26日とします。 年2回決算コース：毎年5月25日および11月25日（ただし、休業日の場合は翌営業日） ※ただし、初回決算日は2016年11月25日とします。
収益分配	毎月決算コース：毎月の決算時に原則として収益の分配を行います。分配金の再投資が可能です。 年2回決算コース：年2回の決算時に原則として収益の分配を行います。分配金の再投資が可能です。 ※販売会社によっては、分配金の再投資が可能です。また、運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支 払われない場合があります。
スイッチング	販売会社によっては、各ファンド間でスイッチングが可能です。 ※スイッチングの際には換金時と同様に換金されるファンドに対して税金をご負担いただきます。くわしくは販売会社までお問い合わせく ださい。
課税関係 （個人の場合）	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は少額投資非課税制度（NISA）および未成 年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）の適用対象です。配当控除の適用はありません。原則、分配時の 普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の譲渡益が課税の対象となります。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
購 入 時	購 入 時 手 数 料	購入申込日の翌営業日の基準価額に、 2.16% (税抜2.0%) を上限 として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。	
換 金 時	信 託 財 産 留 保 額	なし	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
毎 日	運 用 管 理 費 用 (信 託 報 酬)	純資産総額に対して	年率0.9774% (税抜0.9050%)
	信 託 事 務 の 諸 費 用	監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.1%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われるほか、マザーファンドの組入れ投資信託証券の信託事務の諸費用が各投資信託証券より支払われます。	
随 時	そ の 他 の 費 用 ・ 手 数 料	有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等 上記その他の費用・手数料(マザーファンドの組入れ投資信託証券において発生したものを含みます。)はファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	

※上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することが
できません。

リバランス・レポート

※くわしくは、「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

販売会社一覧

＜毎月決算コース＞

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人投資信託協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社近畿大阪銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○				
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号	○			○	
株式会社山陰合同銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第1号	○				
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	○			○	
株式会社三井住友銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第54号	○			○	○
株式会社りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号	○			○	
クレディ・スイス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第66号	○		○	○	○
ごうぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第43号	○				
みずほ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第34号	○		○	○	

＜年2回決算コース＞

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人投資信託協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社近畿大阪銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○				
株式会社埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号	○			○	
株式会社山陰合同銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第1号	○				
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	○			○	
株式会社三井住友銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第54号	○			○	○
株式会社りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号	○			○	
クレディ・スイス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第66号	○		○	○	○
ごうぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第43号	○				



リバランス・レポート

※くわしくは、「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。お申込みの詳細については、販売会社にお問い合わせのうえ、ご確認ください。

本資料のご利用にあたってのご留意事項等

- 本資料はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」といいます。)が作成した販売用資料です。投資信託をご購入の際は、販売会社よりお渡しする最新の「投資信託説明書(交付目論見書)」および一体となっている「目論見書補完書面」の内容を必ずご確認くださいのうえ、ご自身でご判断ください。
- 本ファンドは値動きのある有価証券等(外国証券には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。
- 本資料は、当社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成されていますが、当社がその正確性・完全性を保証するものではありません。
- 過去の運用実績は将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。投資価値および投資によってもたらされる収益は上方にも下方にも変動します。この結果、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は預金保険または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 銀行等の登録金融機関でご購入いただく投資信託は、投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 投資信託は、金融機関の預金と異なり、元金および利息の保証はありません。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。

委託会社その他関係法人の概要について

- ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(委託会社)
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号
加入協会: 日本証券業協会、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会
信託財産の運用の指図等を行います。
- ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(投資顧問会社)
委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受けて、投資判断・発注等を行います。
- 株式会社SMBC信託銀行(受託銀行)
信託財産の保管・管理等を行います。
- 販売会社
本ファンドの販売業務等を行います。
販売会社については、下記の照会先までお問い合わせください。
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
電話: 03(6437)6000
(受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)
ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

© 2016 Goldman Sachs. All rights reserved. <71438-OTU-399256>